

米沢市立南成中学校開校後の通学のあり方について（お知らせ）に対する質問意見一覧

No.	御質問・御意見	回答 ※質問の内容によっては、回答が重複する箇所があります
1	館山三丁目です。スクールバスエリアの対象外でした。遠いと思います。道路も途中までは広くなく、危ないのではと心配です。	スクールバス・タクシーの運行は、統合に伴い遠距離通学となる生徒の通学を支援するために実施させていただくものとなっております。 中学校における遠距離通学については、国の基準では6キロメートル以上となっておりますが、統合に伴い運行するスクールバス・タクシーの対象エリアを設定するにあたっては、統合後の中学校の通学区域が広範囲になることを考慮して、小学校の遠距離通学の基準である4キロメートル以遠を基準として設定させていただくこととしました。更に、4キロメートルちょうどでのエリアの線引きが難しい箇所においては、4キロメートルから3キロメートルの範囲内にあって4キロメートルに近いところで、道路状況や地形等、周辺の諸事情を勘案したうえで設定しております。
2	学校から約4キロでスクールバスとあり、地図で確認しました。館山五丁目も途中からバス通学に入っていますが、学校から3.3キロもバス範囲内なのですか？ 自宅から200メートル先の子がバス通学で、家は自転車又は徒歩は厳しくないでしょうか？冬以外の季節は自転車で可能ですが、冬は徒歩です。雪道を歩くなら約1時間です。 4キロ近くあるなら文句はありませんが、範囲がおかしいと思います。	スクールバス・タクシーの運行は、統合に伴い遠距離通学となる生徒の通学を支援するために実施させていただくものとなっております。 中学校における遠距離通学については、国の基準では6キロメートル以上となっておりますが、統合に伴い運行するスクールバス・タクシーの対象エリアを設定するにあたっては、統合後の中学校の通学区域が広範囲になることを考慮して、小学校の遠距離通学の基準である4キロメートル以遠を基準として設定させていただくこととしました。更に、4キロメートルちょうどでのエリアの線引きが難しい箇所においては、4キロメートルから3キロメートルの範囲内にあって4キロメートルに近いところで、道路状況や地形等、周辺の諸事情を勘案したうえで設定しております。
3	スクールバスの乗降時間なども詳しく知りたい。	南成中学校の登校時刻・下校時刻に合わせて、スクールバス・タクシーの運行ダイヤを組むことになります。 南成中学校の日課に応じて決定しますので、確定次第お知らせいたします。
4	当方は通学距離3.5kmですのでバス通学対象外となるようです。自転車通学になるかと思いますが、冬期間は徒歩でしょうか？冬期間だけでもバス通学は無理でしょうか？	スクールバス・タクシー対象エリア内にお住まいの方のみの利用となり、季節に関わらず通年の利用となります。従いまして、対象エリアでない方については、徒歩または自転車による通学となります。
5	米沢市ホームページの(仮)南西中学校図面で駐輪場100台と書いてあるのを見ました。 誰でも自転車通学できるとありますが、駐輪場は足りるのでしょうか。 また、屋根付きの駐輪場でしょうか。 (屋根付きの場合)屋根付きの駐輪場に収まらなければ他はどこに停めることになるのでしょうか。	屋根付き駐輪場98台分のほか、敷地内の各所に(屋根のない)駐輪場を確保しております。
6	スクールバスエリアについてです。 夏場の自転車通学はいいのですが、冬期間は徒歩になることを考えると、距離的に徒歩通学は厳しいと判断しております。となると、親の送迎が発生することになり、仕事もあり、送迎は無理です。 学校統合したり部活をなくしたりしますが、親への負担が増すばかりで、できないものはできないんです。循環バスの本数を増やしたり、バス停を増設したり、そのような親の負担が減るような提案はないのでしょうか。距離でスクールバスを決めるのは簡単ですが、ギリギリ対象から外れた子どもたちへの救済も提案をお願いします。	スクールバス・タクシーの運行は、統合に伴い遠距離通学となる生徒の通学を支援するために実施させていただくものとなっております。 中学校における遠距離通学については、国の基準では6キロメートル以上となっておりますが、統合に伴い運行するスクールバス・タクシーの対象エリアを設定するにあたっては、統合後の中学校の通学区域が広範囲になることを考慮して、小学校の遠距離通学の基準である4キロメートル以遠を基準として設定させていただくこととしました。更に、4キロメートルちょうどでのエリアの線引きが難しい箇所においては、4キロメートルから3キロメートルの範囲内にあって4キロメートルに近いところで、道路状況や地形等、周辺の諸事情を勘案したうえで設定しております。 対象外のエリアについては、徒歩または自転車による通学が可能な範囲だと考えています。 統合に伴い運行するスクールバス・タクシーについては学校の登下校時刻にあわせた運行ダイヤとすることとしております。また、乗降にあたっては、自宅から徒歩での移動可能な範囲に乗降場所を設定しています。 なお、循環バスを含め、市が運行するバスの利便性の向上については、地域公共交通所管課に要望してまいります。

No.	御質問・御意見	回答 ※質問の内容によっては、回答が重複する箇所があります
7	スクールバスエリア外の生徒で自転車通学の生徒は冬季の期間は歩き通学になるのでしょうか？バスはでるのですか？ 歩きの場合1時間以上もかかる場合、保護者の送迎になるのですか？ それは市の対応はないのですか？家庭での判断なのでしょうか？ 夏に熱中症があって、自転車通学の長時間の不安もある事と、冬季の狭い道路の通学にも不安がある上、通学する道路が全て除雪されているとも限らない事と、寒い中1時間以上歩かせるのは平気な考えなのでしょうか？その対応など詳しく知りたいです。 市の対応が全て家庭任せになりましたら、なぜ学校を統一にしたのかが分かりません。安全と安心で将来の子供達の為に考えて頂きたい点はたくさんあります	スクールバス・タクシーの運行は、統合に伴い遠距離通学となる生徒の通学を支援するために実施させていただくものとなっております。 中学校における遠距離通学については、国の基準では6キロメートル以上となっておりますが、統合に伴い運行するスクールバス・タクシーの対象エリアを設定するにあたっては、統合後の中学校の通学区域が広範囲になることを考慮して、小学校の遠距離通学の基準である4キロメートル以遠を基準として設定させていただくこととしました。更に、4キロメートルちょうどでのエリアの線引きが難しい箇所においては、4キロメートルから3キロメートルの範囲内にあって4キロメートルに近いところで、道路状況や地形等、周辺の諸事情を勘案したうえで設定しております。 対象外のエリアについては、徒歩または自転車による通学が可能な範囲だと考えています。 なお、通学経路に関するご心配についてですが、登下校の安全が確保できるよう、想定される通学経路の道路状況及び冬期間の除排雪の状況も踏まえながら安全点検を実施し、より良い通学環境を整えていきます。
8	通学距離にかかわらず希望すれば誰でも自転車通学が出来るかとありますが、自転車通学をするための明確な基準のようなものはありますか？また、極端な話で全員が希望した自転車通学を希望した場合、駐車場の確保は出来るのでしょうか？	スクールバス・タクシー対象エリア外の方は、希望すれば誰でも、申請に基づいて自転車通学ができるよう準備をしています。 なお、駐輪場については、屋根付き駐輪場98台分のほか、敷地内の各所に（屋根のない）駐輪場を確保しております。
9	自転車通学について タクシー対象エリアの生徒を除きとありますが、対象エリアの生徒は自転車通学できないということですか？ もしそうであれば、全員に選択の自由をいただきたいです。 なぜなら、バス時間に都合のあわない場合もあるため、あとは親の迎えを待つなどの手段しかなくなるためです。	スクールバス・タクシーの対象となる生徒は、年間を通してバス・タクシーを利用した通学となります。ただし、学校外での活動がある場合などに自転車通学を許可する場合があります。 なお、スクールバス・タクシーは、下校時刻にあわせて運行いたします。
10	スクールバス基準について夏は問題ないと思いますが、冬期間が心配です。同じ鎭山地内でも乗れる、乗れない子がお隣近所の範囲で出てくるので保護者間では心配不安が募ると思います。また冬は道端幅が狭くなり体力危険です。主要道路以外は排雪が簡易的なので狭くなりますので。冬の基準も4キロになった経過が知りたいです。（HPに掲載されていたらすみません） 冬期間子の送迎が困難な場合には市バスや山交バスを利用することは可能でしょうか。	スクールバス・タクシーの運行は、統合に伴い遠距離通学となる生徒の通学を支援するために実施させていただくものとなっております。 中学校における遠距離通学については、国の基準では6キロメートル以上となっておりますが、統合に伴い運行するスクールバス・タクシーの対象エリアを設定するにあたっては、統合後の中学校の通学区域が広範囲になることを考慮して、小学校の遠距離通学の基準である4キロメートル以遠を基準として設定させていただくこととしました。更に、4キロメートルちょうどでのエリアの線引きが難しい箇所においては、4キロメートルから3キロメートルの範囲内にあって4キロメートルに近いところで、道路状況や地形等、周辺の諸事情を勘案したうえで設定しております。 また、通学経路に関するご心配についてですが、登下校の安全が確保できるよう、想定される通学経路の道路状況及び冬期間の除排雪の状況も踏まえながら安全点検を実施し、より良い通学環境を整えていきます。 なお、従来より、各自の負担とはなりますが、いずれの中学校においても通学にあたって公共交通機関を利用することは可能となっており、令和8年度の統合校においても同様となります。
11	日頃より、子どもたちの教育環境の整備と安全確保にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。 さて、このたび私の子どもが進学する南成中学校までの通学距離が3.2キロメートルであることから、現行の「4キロ未満はスクールバス対象外」という基準により、スクールバス対象外となっております。 しかしながら、昨今の異常気象により、夏季の通学時における熱中症のリスクが極めて高まっております。実際に、通学中に児童が熱中症により命を落とすという、痛ましい事故も発生しており、このような事例を踏まえると、単に距離だけで通学手段を判断することは、子どもたちの命と健康を守るという観点から極めて危険であると考えます。 特に3キロを超える距離を、真夏の炎天下や冬季の積雪の中で歩かせることは、身体的にも精神的にも大きな負担となり、事故や健康被害のリスクを高める要因となります。 また、県道233号線は道路幅が狭く多くの生徒が自転車で通行するには非常に危険です。また冬季間は雪で歩道がなくなり車道を歩いて行くことになり、車に轢かれそうになりながらの通学となります。そんな危険な通学を避けるため保護者の車で送迎が多くなると思われ、現状でも冬季間の交通渋滞が問題となっておりますが、さらに悪化することも見込まれます。 また、対象エリアに関して、同じ登校班内で、スクールバス対象の児童が複数おりエリアの線引きについても疑問が残ります。 つきましては、スクールバスの運行基準を見直していただくか、あるいは個別の事情に応じた例外的な対応（有料によるスクールバス手配等）をご検討いただきたく、ここに強くお願い申し上げます。 子どもたちの命と安全を最優先に考えたご判断を、何卒よろしくお願い申し上げます。	スクールバス・タクシーの運行は、統合に伴い遠距離通学となる生徒の通学を支援するために実施させていただくものとなっております。 中学校における遠距離通学については、国の基準では6キロメートル以上となっておりますが、統合に伴い運行するスクールバス・タクシーの対象エリアを設定するにあたっては、統合後の中学校の通学区域が広範囲になることを考慮して、小学校の遠距離通学の基準である4キロメートル以遠を基準として設定させていただくこととしました。更に、4キロメートルちょうどでのエリアの線引きが難しい箇所においては、4キロメートルから3キロメートルの範囲内にあって4キロメートルに近いところで、道路状況や地形等、周辺の諸事情を勘案したうえで設定しております。 また、夏季の通学にあたっては徒歩だけでなく、希望すれば誰でも、申請に基づいて自転車通学ができるよう準備をしています。 また、通学経路に関するご心配についてですが、登下校の安全が確保できるよう、想定される通学経路の道路状況及び冬期間の除排雪の状況も踏まえながら安全点検を実施し、より良い通学環境を整えていきます。

No.	御質問・御意見	回答 ※質問の内容によっては、回答が重複する箇所があります
12	スクールバス対象外エリアでも、バスは利用できますか？ 冬期間や雨の時など、仕事の都合上、学校までの送迎が難しい場合がある為。	スクールバス・タクシー対象エリア内にお住まいの方のみの利用となり、季節に関わらず通年の利用となります。 従いまして、対象エリアでない方については、徒歩または自転車による通学となります。